

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、成形工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、ハンドスプレーを用いてのマグネシウム成形機のメンテナンス作業中に発生した水素爆発により、顔面を負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件事故当日、C救急センターを受診し「顔面熱傷、頸部熱傷、眼熱傷等」（以下「当初傷病」という。）と診断され、翌〇日、D病院に転医し、16日間の入院を経て、形成外科、眼科、耳鼻咽喉科での療養を継続した。

また、請求人は、D病院耳鼻咽喉科医師から同院の精神神経科を紹介され、平成〇年〇月〇日「うつ状態、心因性疼痛」と診断された。その後、請求人は、同年〇月〇日、E病院に転医し、「鑑別不能型身体表現性障害」と診断されるなど、複数の医療機関を受診し、複数の傷病名の診断を受けた。

請求人は、耳鳴りや目眩等の症状が出現しているのは本件事故が原因であるとして、「心因性疼痛、鑑別不能型身体表現性障害」などの傷病名にて、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、本件事故による当初傷病について、監督署長は業務上の事由によるものであると認め、療養補償給付及び休業補償給付を支給している。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月上旬に、ICD—10診断ガイドラインの「F45 身体表現性障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したと判断する旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医証等に照らし、F医師の上記意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

### (3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別

表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外の出来事」について

ア 請求人は、本件疾病を発病した原因として、平成〇年〇月〇日に本件事故に遭遇したことを主張しており、この主張を出来事として認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当する。

しかしながら、本件事故による請求人の負傷等についてみると、①入院期間は、16日間と短期間であること(なお、認定基準別表1「(重度の)病気やケガをした」においては、出来事の心理的負荷の総合評価が「強」と判断される具体例として、長期間(おおむね2か月以上)の入院を要する業務上の病気やケガが想定されている)、②平成〇年〇月〇日付けG医師作成の診療録には、「FA、OCTでも視力低下を説明できる病態は認めず 自覚的にはよくなっているので、経過をみていく」と記載され、請求人の視力は回復傾向にあることがうかがえること、③平成〇年〇月〇日付けH医師作成の診療録には、「CT・Typano(ママ)等客観的検査は問題なし。Audioは悪いが、会話は全く問題なく、検査の信憑性はない。」などと記載されていることから、聴力も回復傾向にあったことがうかがえること、④平成〇年〇月〇日付けI医師作成の診療録には、顔面の熱傷についても経過良好である旨記載されていること等を総合的に勘案すると、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

イ 請求人は、長時間労働があったことも主張しているが、認定基準別表1「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に当てはめて心理的負荷を評価する場合は、評価期間中に他の出来事がないときであり、本件では、「(重度の)病気やケガをした」に関する出来事(本件事故)が認められるところ、請求人の時間外労働時間については、上記アで検討した「(重度の)病気やケガをした」の出来事の総合評価において考慮するものである。

そこで、請求人の時間外労働時間についてみると、労働時間集計表から、以下の表のとおりである。

(表：請求人の評価期間中の時間外労働時間)

期間	各月の時間外労働時間
発病前1か月（平成○年○月○日～同年○月○日）	0時間00分
発病前2か月（平成○年○月○日～平成○年○月○日）	0時間00分
発病前3か月（平成○年○月○日～同年○月○日）	0時間00分
発病前4か月（平成○年○月○日～同年○月○日）	117時間12分
発病前5か月（平成○年○月○日～同年○月○日）	121時間05分
発病前6か月（平成○年○月○日～同年○月○日）	116時間31分

上記の表からは、請求人には、本件事故（平成○年○月○日）の後の期間において時間外労働時間が認められない一方で、本件事故の前の期間（同年○月○日～同年○月○日）において、毎月100時間を超える時間外労働時間が認められる。すなわち、請求人には、「（重度の）病気やケガをした」に関する出来事（本件事故）の前に「恒常的な長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）」が認められるものである。

認定基準別表1においては、「具体的出来事の心理的負荷の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と評価される場合であって、出来事の前に恒常的な長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）が認められ、出来事後すぐに（出来事後おおむね10日以内に）発病に至っている場合、又は、出来事後すぐに発病には至っていないが事後対応に多大な労力を費やし、その後発病した場合、総合評価は「強」とする。」とされている。

そこで、本件についてみると、①請求人の本件疾病発病の時期は、「平成○年○月上旬」であるから、本件事故という出来事後すぐに（出来事後おおむね10日以内に）発病に至っているわけではないこと、②請求人は、本件事故後すぐに発病しておらず、本件事故後から発病に至るまで欠勤していることから、出来事の事後対応に多大な労力を費やすといった事情はないこと、③請求人の症状経過や医証等に照らし、上記時間外労働時間が本件疾病の発

病に影響したとほうかがえないこと等を総合的に勘案すると、請求人の主張する時間外労働時間は、「(重度の) 病気やケガをした」の心理的負荷の総合評価に係る上記判断を左右しない。

ウ 請求人は、本件疾病を発病した原因として、会社関係者から、共用パソコンを使えなくさせられる等の嫌がらせを受けた旨主張するが、本件の一件記録を精査するも、会社関係者が請求人に対して嫌がらせ等をしたことを客観的に確認することはできず、認定基準別表1の具体的出来事として評価することができない。

エ 上記アないしウから、請求人の評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価「中」の出来事が1つであるから、全体評価は「中」であって、「強」に至らないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のおりであるから、本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。